

陳情第 4 1 号		受理年月日	令和 7 年 6 月 9 日
付託委員会		議会運営委員会	
件名	市議会委員長の許可を得た上で各委員へ配布された資料について、議事録に掲載することを認めるよう求めることについて		
要 旨 市議会において、各々陳情者が、市議会委員長の許可を得た上で各委員へ配布された資料を議事録に掲載することは現在、認められていない。そのため、情報開示しなければ、何を使って審議されたのか分からない、ということが現状にある。 なお、現在審議で使われる文書表については、それぞれの陳情者が陳情したもののうち、事務局が理解できた範囲で文書化したものである、と理解している。そこに陳情者氏名が掲載はされているが、主張全てが掲載されているのかどうか不明である。ただし、私が最近知る限りは、そこまでは主張は外れていないと考える。 そのためだけでなく、書いた内容を補助するために現場写真や図面などで、議長や委員長の許可を経て補助資料をつけるわけだが、陳情者によってはその面をかなり重視していたりするし、それが審議に反映されていると推察するが、議事録に反映されない。 これを証明するものとして、別紙のとおり市議会事務局からの文書を紹介する。 ついでに、別紙のとおり市のホームページ記載の市議会の文書を紹介する。 これだけ見ると、議事録には、補助資料も反映されているだろうと思われるだろうが、残念ながらそうではない。 この点を市民の皆さんに知っていただくとともに、過去はともかく、今後、市議会委員長の許可を得た上で各委員へ配布された資料について、議事録に掲載することを認めるよう陳情する。			

別紙（陳情第 41 号）

2025/06/03 火曜日 16:49 の市議会事務局からの回答

（前略）

2. 陳情 208 号の電子参考配布文書について回答をいたします。

委員会に付託された陳情は、文書表により審査が行われます。

この際、希望する陳情者は、補足説明を行うため、

審査日の開会前に委員長の許可により口頭陳情を行うことができます。

また、陳情者が補足説明用資料の配布を希望する場合は、

委員長の許可を得た上で各委員へ配布を行っております。

このような陳情者の希望による口頭陳情や資料配布は、文書表による審査の補足であり、委員会での正式な記録として取り扱っておらず、公開しておりません。

ご理解のほどお願い申し上げます。

（略）

市のホームページ記載の市議会の文書

開催日程

北九州市が著作権を有しておらず掲載が制限されるもの、パンフレット・冊子等で電子データを所有していないものについては、掲載しておりません。中央図書館、地区図書館、文書館、市議会事務局で閲覧して下さい。

『令和 7 年 環境水道委員会』

更新日：2025 年 6 月 2 日

ページ番号：000174994

のWEBページより